

文教委員会資料

【報告事項】

(令和元年12月3日)

事 項 名	所管部課名	資料番号
1 文京区教育委員会教育指針の策定について	教育推進部教育総務課	資料第1号
2 学校選択制度に係る希望校調査票の集計結果について	〃 学 務 課	資料第2号
3 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について	〃	資料第3号
4 魚沼移動教室及び岩井臨海学校の今後について	〃	資料第4号
5 平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について	〃 教育指導課	資料第5号
6 文京区立千石児童館の指定管理者の評価結果について	〃 児童青少年課	資料第6号
7 文京区立図書館の指定管理者の評価結果について	〃 真砂中央図書館	資料第7号
8 文京区立図書館の指定管理者候補者の選定結果について	〃	資料第8号 (議案第37,38号)

() は関連する議案

令和元年 11月定例議会一般質問 教育長答弁

令和元年 11月 20日
文京みらい 海津敦子議員

3 教育環境の整備について

- ② 春日後楽園再開発に加え、他にもマンション建設が進む礪川小学校の教室数確保はどのように検討しているのか、伺う。

(答弁)

教室の増対策につきましては、現在の児童数を基に、周辺のマンション建設等の動向も加味しながら、必要な学級数の推計を行い、適切に対応しております。

- ③ 柳町小学校の新校舎建設までに、仮校舎の教室が不足することが現実の課題としてあるが、どのように対応していくのか、伺う。

(答弁)

現状において、教室が不足するとは、考えておりませんが、今後も児童数の推移等を注視しながら、必要な学級数の推計を行うことで、適切に対応してまいります。

- ④ 会計年度任用制度を使って、現状最大 29 時間である非常勤講師の時間数を増やす検討をしてはどうか。時間をオーバーして仕事をしている現状もある。合理的な説明を伺う。

(答弁)

非常勤講師の職務は授業を行うことであり、学校における週当たりの活動時間が最大 29 時間であるなか、特別活動などの教科を除いた授業時間数は、最大でも週 24 時間程度となることから、会計年度任用職員制度導入後においても、勤務時間数に変更はございません。学校における働き方の見直しを進めるなかで、非常勤講師を含めた教職員が働きやすい環境の整備に努めてまいります。

- ⑤ 荒川区が検討しているように、文京区でも学校図書館司書の勤務時間の拡大を要望するが、課題があれば伺う。

(答弁)

現在、学校図書館支援事業として、指定管理者により、週 4 日、1 日 4 時間、年 168 回、全小・中学校の図書館へ支援員を派遣しております。

支援員は、子どもたちが調べ学習で活用する図書を、図書館と連携し収集しているほか、教員と連携し、授業や行事等と関連するコーナーの設置や、朝読書におけ

るブックトークなどを行っております。これらの支援内容及び、支援時間については、全ての学校から満足との評価を得ておりますので、現時点において、派遣時間数の拡充は考えておりません。

- ⑥ 教育委員会定例会で、本会議の一般質問と同様に、教育委員会に関連する区議会各委員会での総括質問・答弁を資料化して報告することを要望するが、今後の対応を伺う。

(答弁)

教育委員会定例会では、本会議の一般質問及び答弁の内容を報告事項としておりますが、決算特別委員会の総括質問等については、報告事項としておりません。

重要な審議が多いなか、効率的に議事を進めるため、教育委員には、総括質問等の概要を、別途、説明しております。

4 バリアフリー等について

- ② 避難所ともなる学校の多機能トイレは、電動車いすと介助者が入っても十分なスペースを確保しているのか、伺う。

(答弁)

学校施設に設置している多機能トイレについては、現行の関係法令に沿った規格となっております。今後、改築等を検討する際には、国、他自治体の動向及び社会情勢等を踏まえ、規格の検討を行ってまいります。

- ④ 小石川図書館の改築では、国交省が作成した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」を遵守した環境を整備するのか、伺う。

(答弁)

基本設計・実施設計を行う際には、関係法令等を遵守し、適切に対応してまいります。

- ⑦ バリアフリーパートナーの報酬は、善意に委ねてお願いをするのではなく、都の最低賃金以上で募集をかけるべきと思うが、考えを伺う。

(答弁)

バリアフリーパートナーは、NPO 法人と協働で事業を運営する有償ボランティアの制度であり、その性格上、謝礼は交通実費程度としております。

支援が必要な子どもに対しては、バリアフリーパートナーのほかにも、特別支援教育担当指導員等を配置しており、それぞれの支援者がその役割に応じ、協力しながら支援を行っております。

5 保育園等について

- ⑤ 幼稚園では、土曜日曜に行事が開催されると振り替えで月曜日が休園になるが、認定こども園の開設に向けても、夏休み同様、預かり保育の定期利用をする児童については、保育を始める必要性があると考え、伺う。

(答弁)

休園日の預かり保育については、保護者の就労支援の観点から、課題と認識しており、認定こども園開設に向けた検討の中で、区立幼稚園における休園日の預かり保育についても、検討を予定しております。

- ⑦ 第三者評価について、保育園同様に、区立幼稚園等に導入する考えはいかがか、伺う。

(答弁)

区立幼稚園では、文部科学省の学校評価ガイドラインに基づき、「学校評価」を実施しております。

「学校評価」では、幼稚園による自己評価に加え、保護者、地域、学識経験者等による関係者評価を行っており、適切な評価が行われているものと認識しております。

6 不登校について

- ① ふれあい学級について、民間委託よりも退職校長などを指導員とした方が子どもたちにとって良いという合理的な根拠を伺う。

(答弁)

「ふれあい教室」では、校長経験者など都の非常勤教員だけでなく、心理カウンセラー、スクールカウンセラー、大学生、大学院生、スクールソーシャルワーカー等、様々な職種がチームで子どもたちを支援しております。また、民間フリースクールとの連携も継続しており、民間の持つ様々なノウハウを取り入れております。

多職種チームと民間との連携を深めることで、一人ひとりの子どもの情緒の安定や、集団生活への適応へとつなげ、「ふれあい教室」がより居心地の良い「居場所」となるよう努めてまいります。

- ② 教育委員会は、不登校の理由を小学校は「親子関係をめぐる問題」、中学校は「学業不振」が多いと分析しているが、NHKの調査では、「先生との関係」「いじめ」「決まりや校則になじめない」の順で多い結果であった。この差異をどのように受け止めているか、伺う。

(答弁)

不登校に至る背景は、「本人」「家庭」「学校」の3つが、複雑に関係しあっているものと認識しており、全ての背景を分析し、支援方法を総合的に検討することが

必要と考えております。学校生活に関する要因についても、本人の訴えをしっかりと受け止め、不登校状況の改善に努めてまいります。

- ③ 「ふれあい教室」でのALTの授業は、中学校や小学校の時間数と大きな格差があるが、来年度はどのように格差を埋めるのか、伺う。

(答弁)

ふれあい教室では、できるだけ学習の機会を確保できるよう、様々な活動を計画しており、「ALT」以外にも、音楽、制作活動、プログラミング教育、科学実験、調理実習等を、年間を通じて行っております。

活動への参加は、本人の意思を尊重しておりますが、子どもによっては、疲れや負担感につながり、通室へのハードルとなることもあるため、活動内容及び回数等については、子どもの状況等を見ながら、検討してまいります。

- ④ まずは、子ども一人ひとりが否定されることのない学校を作ることが重要であるが、伺う。

(答弁)

各学校では、子ども一人ひとりの良さを認め、自己肯定感を高める指導を工夫しているほか、学級集団アセスメント等を用いて学級集団を分析し、不登校を生まないよう、学級経営の工夫を行っております。

今後も、一人ひとりの子どもが、学習面や生活面に不安を抱えることなく生活できるように努めてまいります。

9 開かれた区政について

- ③ 各区立中学校の校則や、各家庭が入学前後に負担する標準服等の購入や教材費等の費用を、各中学のHPに掲載し、中学を選択する際、また、家庭が負担すべき教育費の見通しの情報提供に努めるべきではないか、伺う。

(答弁)

校則や教材費については、各中学校が4月当初の保護者会や学校説明会等で、お知らせしております。また、学校を選択する際の参考となるよう、新入生に向けて、9月から11月に実施しているオープンキャンパスにおいても説明を行っております。

なお、ホームページに掲載する内容については、各学校がその特色に基づいて、工夫するものであり、教育委員会として一律に指示する性格のものではないと、考えております。

令和元年 11 月定例議会一般質問 教育長答弁

令和元年 11 月 20 日

創 宮崎 こうき議員

6 教育問題について

- ① 区において、教育格差、登校拒否者への学習支援の効果はどれほど出ているのか伺う。

(答弁)

準要保護世帯の中学 2・3 年生を対象に行っている、学習塾の授業料等助成については、利用者から「助成金によって新たに学習塾等を利用することができた」、「塾代等が軽減された分、子どもの教育に役立つものへの支出を増やすことができた」などの声をいただいております。

また、生活困窮の状態にある小学 4 年生から中学 3 年生までの児童・生徒を対象に実施している、少人数での塾形式の学習支援事業では、利用した全ての中学卒業生が、高校への進学を果たしております。

不登校児童・生徒の学習支援としては、「ふれあい教室」において、一人ひとりの状況に応じた学習支援を行っているほか、家庭と子どもの支援員による別室登校時における学習活動、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問時における e-ラーニングの活用等を進めております。

これらの学習支援につながった子ども達の多くが高校に進学しており、支援の効果があったものと考えております。

令和元年11月定例議会一般質問 教育長答弁

令和元年11月21日
自民党 山田 ひろこ議員

5 英語教育について

- ① 小学校は学級担任制のため、一人の先生が大半の教科を教えているが、そこに新たに英語が教科化されることの現場の不安や負担感をどのように捉えているのか、伺う。
- ② どのように先生の英語に対する力量不足に対策を投じるか、伺う。
- ③ 体制充実が追いつかないうちに、成績ありきで躍起になれば、ほころびが出て英語嫌いを増やすことにもなりかねないが、教える体制の整備、充実を今後どのように行うのか、伺う。

(答弁)

令和2年度より、小学校において英語が教科化されることを踏まえ、平成30年度より2年間かけて、外国人英語指導員（ALT）の配置時数を拡大するなど、円滑な導入に向け、準備を進めてまいりました。

また、英語の授業に対する教員の不安を軽減し、指導力の向上を図るため、各学校では、研修を実施してまいりました。加えて、本年度より、英語専科の教員を2校に配置しております。

今後は、GTEC ジュニア等も活用し、児童の英語力を把握するとともに、授業改善につなげてまいります。

- ④7 幼稚園における英語のDVD観賞、英語の歌や手遊びの導入、または、ALTを活用しての外国人との遊びなどを取り入れていくことについてどう考えるか、伺う。

(答弁)

幼児期の子どもたちは、常に新しいものに興味が移っていくといった特徴をもっております。

区立の保育園及び幼稚園では、そのような特性を踏まえた上で、絵本や外国籍の方々との交流を通して、生活の中で多様な文化に触れる機会を設けております。

今後も子どもたちが、遊びを通して多様な文化に触れる機会の充実に努めてまいります。

- ⑤7 今後は改築していく学校内、幼稚園内の標識や教室の看板を英語との併用表記にし、ハード、ソフト両面での英語教育環境の整備をする必要もあるが、考えを伺

う。

(答弁)

日常的に英語に触れる環境を作ることは、英語に親しむうえで有効なものと考えております。区立の小・中学校では、教室表示を英語にするほか、階段に英数字等を表示するなど、日常的に英語の環境に慣れるための取組を行っております。

今後は、モデル校において、授業時間以外にもALTを配置し、子どもたちが、日常的に英語と関われる環境を整備し、その効果を検証してまいります。

また、区立の保育園及び幼稚園では、英語の歌を歌うなど、日常的に英語に触れる環境づくりを行っております。

今後も、保育園、幼稚園及び小中学校の発達段階に応じた、英語環境の充実に努めてまいります。

6 教育一般について

- ① 昨年度より小学校、幼稚園にも取り入れられた「プレゼンテーション能力向上プログラム」での効果をどのように見たか、伺う。

(答弁)

モデル校では、発達段階に応じた様々なプログラムを実践しており、子どもたちはプレゼンテーションの内容を検討する過程で自分の考えを深め、的確に発表することができるようになり、思考力・判断力・表現力等を養うことができたものと考えております。

これからの社会では、他者と協働しながら創造的に生きていくための資質・能力がますます求められます。そのため、各教科の授業の中でも、継続してプレゼンテーション能力を育成するとともに、コミュニケーション能力や自己肯定感の向上につなげることができるように、カリキュラムの開発を行ってまいります。

- ② 保育園、幼稚園、小学校、中学校を段階別に見た時に、今後「やり抜く力」や「自制心」といった「非認知的能力」をどのようにして育てていくか伺う。

(答弁)

非認知的能力は、一般的に数値化することができない能力と言われており、「学びに向かう力や姿勢」と捉えることができます。

幼児期に、探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ等の非認知的能力を育むことで、その後の学びに良い効果がもたらされると考えております。

保育園・幼稚園では、自発的に遊びを見つけ、楽しく遊ぶ姿を大切にする中で、意欲を育てております。また、友だちとの関わりを通じて他者の気持ちを受け止め、折り合いをつけていく力を育てるなど、生活の中で非認知的能力の育成に力を注い

でおります。

幼児期に芽生えた「非認知的能力」を小・中学校でも伸ばしていくことが、「認知的能力」を高めることにもつながりますので、

引き続き、学びの連続性を大切にした教育を行ってまいります。

- ③ AI が担う部分、教師が担う部分を共存させていくことがこれからの教育の理想だと思うが、この点について区の見解を伺う。

(答弁)

AI を活用することで、子どもたちの学習や生活などの履歴情報を分析し、一人ひとりの子どもにあった教材を提示することが可能となります。また、そのことにより、授業における学習内容の理解が促進され、学びの在り方を変革することへとつながるものと考えております。

教師は、AI を活用することで、個々の子どもの特性や能力に応じた最適な指導を行い、質の高い教育へとつなげるとともに、AI で担えない分野における指導力を高めていくことが重要と考えております。

- ④ 今後改修整備が予定されている学校には私立にない整備と既成概念にとらわれない教育を提供することを、日本をこれから担う文京区の子供たちのために強く要望するが、いかがか。

(答弁)

区立中学校では、学習指導要領に基づき教育活動を展開しておりますが、思考力、判断力、表現力の育成に加え、公立学校ならではの強みを生かし、多様性を尊重する心を養うことや、部活動などを通し、粘り強さなどの「非認知的能力」を育てることが重要と考えております。

一人ひとりの生徒が、公教育で学ぶことの意義や価値を見だし、これからの時代を逞しく生き、より良い人生へとつなげていけるよう、公立学校の特性を生かした教育を進めてまいります。

なお、学校の改修にあたっては、他自治体の好事例を参考にしながら、学校、保護者及び地域等と協議のうえ、検討を重ねることで、豊かな教育環境の整備に努めてまいります。

7 運動で育む課題解決の力について

- ② タグラグビーのような考える力を育む体育を、今後どう取り入れて進めていくか伺う。

(答弁)

新しい学習指導要領では、小学校中学年からのゴール型ゲームとして、フラッグ

フットボールとともに、タグラグビーが例示されております。

本区では、昨年度、多くの小学校でタグラグビーが実施されており、今年度からは、全小学校で実施できるよう、タグラグビーの用具を購入したところです。

今後も、タグラグビー等のゲームを通して、思考力、判断力、表現力等を育てまわります。

令和元年11月定例議会一般質問 教育長答弁

令和元年11月21日

日本共産党 金子 てるよし議員

4 教育について

- ① 区の子どもの現状について、「不登校」や「いじめ」が増えている事態は深刻であり、改善のため、35人学級と教職員の増員を行い、長時間・過密労働を軽減すること、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの配置を行うことで、教育環境を整えるべきと考えるが、伺う。
- ② 来年度は「施設的には小学3年生の35人学級が可能」との答弁を受け、それを実現するよう求め、伺う。
- ③ 35人数学級実現のための学校施設、特別教室、職員室等の速やかな改修・充実も必要不可欠と考えるが、合わせて伺う。

(答弁)

区が独自に教員を採用して学級編制を行うことは、安定的な人材確保や異動・昇任等の人事管理上の課題があるため、35人学級の実施については、困難であると認識しております。

そのため、35人学級の拡大を想定した、学校施設の改修等を行う予定はございませんが、引き続き、特別区教育長会等を通じて、都教育委員会に働きかけてまいります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒が抱える課題の解決を図り、安心して学校生活を送れる環境を整えているほか、顧問弁護士と契約を結び、学校問題の解決につながる助言をいただいております。

なお、学校における働き方改革として、部活動指導員や事務補助者を拡充するほか、留守番電話サービスや学校閉庁日等を導入し、教員の負担軽減を図っております。

- ④ 変形労働時間制の導入は、労働法上の労働者保護の観点から事業所ごとの合意が必要なところを条例で可能とするものであり問題がある。変形労働時間制の導入を許さない立場をとるべきだと考えるが、伺う。

(答弁)

現在開会中の臨時国会において、一年単位の変形労働時間制を含め「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」について審議が行われておりますので、その動向を注視してまいります。

- ⑤ 公教育では、すべての子どもたちが主体的に考え、生きる力を身につけることが大切であることから、読書の効果を見直し、全小中学校へ常勤図書館司書の配置をし、週4日から5日に増やすべきだが、伺う。

(答弁)

現在、学校図書館支援事業として、指定管理者により、週4日、1日4時間、年168回、全小・中学校の図書館へ支援員の派遣を行っております。

支援員は、子どもたちが調べ学習で活用する図書を、図書館と連携し収集しているほか、教員と連携し、授業や行事等と関連するコーナーの設置や、朝読書におけるブックトークなどを行っております。これらの支援内容及び支援時間については、全ての学校から満足との評価を得ておりますので、現時点において、常勤図書館司書の配置及び日数の拡大は考えておりません。

引き続き、学校との連携を深め、より良い支援業務となるよう努めてまいります。

- ⑥ 教育委員会は、区長部局から独立、教育行政を行う教育局の役割を自覚し、教育条件の整備を柱にした「教育振興基本計画」を作成するべきではないか、伺う。

(答弁)

教育委員会では、教育理念である「教育ビジョン」及び「教育目標」に基づき、社会の変化にあわせ、迅速かつ柔軟に教育課題の解決を図るため、教育の施策全体の方向性を示す「教育指針」を今年度中に策定する予定です。

この「教育指針」の基に、毎年度、推進すべき施策を教育委員会の主要施策と定め、時宜に即し、着実に実施してまいります。

- ⑦ 学校給食無償化については、家計消費が落ち込み、消費税10%が実施された今こそ、憲法が示す「給食を含めた義務教育の無償」を実現する時だと考えるが、伺う。

(答弁)

本区では、学校給食法に基づき、給食に係る食材費等は保護者の負担としておりますが、要保護・準要保護世帯、ひとり親家庭、特別支援学級の児童・生徒の保護者については、給食費を無償としており、経済的な負担の軽減は図られているものと認識しております。

- ⑧ 岩井臨海学校と代替措置について、来年度、自然体験教室と民間委託の岩井臨海学校に希望者が参加する形に変え、補助は行うが保護者負担が高くなるとしているが、まずは白紙撤回し、全員が等しく参加できる岩井臨海学校の継続を求め、伺う。

- ⑨ こうした措置は「経済的地位によって、教育上 差別されない」とする教育基本法4条違反そのものだが、その認識を伺う。

(答弁)

宿泊施設の不足等により、現在の形で継続することが難しいことから、岩井臨海学校については、令和元年度をもって廃止することといたしました。

また、連携自治体の協力により実施を予定している夏季自然体験教室については、現在、参加費等の詳細について、受入れ自治体と協議中ですが、保護者の負担を考慮し、一定の公費負担について検討してまいります。

なお、生活保護や就学援助受給世帯の参加費については、これまでの岩井臨海学校と同様に、全額補助ができるよう調整してまいります。

令和元年11月定例議会一般質問 教育長答弁

令和元年11月21日

文京子育て たかはま なおき

4 不登校等への対応について

- ① 不登校予防プロジェクトの実施に当たっては、裏側に潜む辛さに教育現場の先生方が気付けるよう、横の連携を深めていくことが重要だと思うが、国、都の施策の活用と連携に当たっての区の考えと今後の展開について伺う。

(答弁)

不登校の児童・生徒を対象とした「ふれあい教室」では、平成29年度より東京都における「教育支援センター（適応指導教室）機能強化モデル事業」の指定を受け、民間との連携のもと、支援の強化に努めております。

今後は、モデル事業の成果を継承するとともに、10月25日付文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」で示されている、不登校児童・生徒の教育を受ける機会の確保方針に基づき、「多様な課題に対応した支援」、「自ら選択する目標を見据えた支援」、「児童・生徒と保護者の状況に寄り添った支援」を行ってまいります。

- ② 不登校予防プロジェクトの成果は、具体的に何で評価するのか、不登校解決の人数か、子どもたちの学校満足度の調査か、伺う。

- ③ 半期の実績として、研修実施、SNS相談、ポスター掲示等でのPR等、報告があったが、現時点での評価と今後の課題を伺う。

(答弁)

不登校予防を目指す、本プロジェクトの成果は、不登校を予防できた児童・生徒の人数となりますが、その人数を把握することは困難です。

しかしながら、本プロジェクトで実施している、スクールソーシャルワーカーの学校配置や、学級集団アセスメントについて、学校から好評価を受けており、本事業の成果に結びつくものと期待しております。

今後の課題としましては、さらなる専門人材の確保があげられます。

- ④ 学級集団アセスメントを小学校低学年に向けて行わないのはなぜか、今後実施の予定はないのか理由を含めて伺う。

(答弁)

スクールカウンセラーによる全員面接の対象学年である小学校5年生と中学校1

年生において、学級集団アセスメントを実施しておりますが、今後は他の学年にも広げていく方向で検討を進めております。

- ⑤ 不登校対策として区が目指すところは不登校の未然防止や学校復帰か、文部科学省が通知した「学外で適切に学習している不登校生も評価」し、子どもたちの学ぶ権利を守ることか、伺う。

(答弁)

不登校対策では、不登校の未然防止、学校復帰、教育機会の確保等を目指しておりますが、不登校の背景や状況は様々であり、学校に登校するという結果のみを目標としておりません。

今後も一人ひとりの状況に合わせ、必要な支援を行えるよう、学校、民間団体等との連携のもと、不登校対策に取り組んでまいります。

- ⑥ 学校以外の学習環境を保障するために、具体的な支援をどのようにしていく方針か伺う。あわせて、子どもの最善の利益を守るために、子どもの権利条約の理念が学校の現場にどのように生かされ、チェックしているのか、具体的な区の体制を伺う。

(答弁)

不登校児童・生徒の学習環境を保障するため、「ふれあい教室」において、個に応じた学習支援を行っているほか、家庭と子どもの支援員による別室登校時における学習活動、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問時におけるe-ラーニングの活用等を通じて、一人ひとりの状況に応じた支援を行っております。

また、不登校対応は、学校との連携が重要であることから、年2回、不登校対応チームが学校訪問を行い、児童・生徒の状況について学校と情報を共有し、スクールソーシャルワーカーの介入等、必要に応じた支援を行っております。

引き続き、子どもの権利条約の理念に基づき、児童・生徒の最善の利益が守られるように努めてまいります。

9 大規模災害に対する備えについて

- ⑥ テントを活用した防災宿泊体験や、自然体験学習でアウトドア体験をすることで、災害時への備えをすることができるのは、先に述べたフェーズフリーの考え方であり、先日の教育委員会において令和元年度をもって廃止と報告された、岩井臨海学校の宿泊先の課題も解決できるのではないか、伺う。

(答弁)

学校防災宿泊体験は、災害発生時における行動や、対処を知り、避難生活において地域のために協力する態度を育成することなどを目的として、防災教育の一環と

して実施しております。

この訓練は、児童・生徒が在校中に災害が発生し、保護者の引き取りがあるまでの間、一時的に学校施設内に留まることを前提に行っているものです。そのため、避難所の補完としての活用が想定されるテントを使用しての訓練は考えておりません。

また、岩井臨海学校における宿泊先としてテントを活用することについては、天候が変化した場合への対応や、臨海学校で予定されている活動内容への影響、運営上の課題などの観点から、難しいものと考えております。

令和元年 11月定例議会一般質問 教育長答弁

令和元年 11月 25日

自民党 松平 雄一郎

4 区内外国人人口の増加に向けた対策について

- ② 今後増加していく外国人の子供たちが学校や地域に溶け込み、楽しく生活を送れる環境を整備するために、公立学校等において、さらなる日本語指導員の確保や処遇の改善、初期講習の時間の延長、「やさしい日本語」の導入など、将来に向けた体制の構築・強化が大切と考えるが、区の今後の方針について伺う。

(答弁)

日本語の使用が難しい外国籍の児童・生徒については、年間60時間を上限に、在籍校に「日本語指導協力員」を派遣し、日本語の指導を行っております。また、更に指導が必要と判断される場合には、状況にあわせ、指導時間数を増やすなど、個に応じた対応を行っております。

「日本語指導協力員」につきましては、区内大学の国際センターとも連携し、人材の確保に努めております。今後とも、大学との連携により、質の高い人材の確保に努めてまいります。

また、「やさしい日本語」や、独自の教材、音声翻訳機などを導入することにより、指導の充実を図ってまいります。

なお、現在のところ、謝礼の増額は考えておりませんが、1回の派遣で複数の児童・生徒を指導できるように工夫しており、効率よく勤務できるよう、配慮しております。

令和元年 11月定例議会一般質問 教育長答弁

令和元年 11月 25日

自民党 吉村 美紀

2 インターネットリテラシー教育について

- ① 区内の各学校における SNS 学校ルールの策定及び、それに基づく児童・生徒に対する指導・啓発はどのような頻度かつ内容で行っているのか伺う。

(答弁)

SNS 東京ルールに基づき、平成 28 年度、全小・中学校で、「SNS 学校ルール」を策定しております。また、児童会や生徒会では、策定した「SNS 学校ルール」の見直しを行うなど、子どもたちは主体的に、SNS に関するトラブルの防止に取り組んでおります。

各学校では、年間を通じて、SNS の利用を含めた情報モラル教育を計画的に実施するほか、親子情報モラル教室等を通じて、SNS の危険について、保護者にも啓発等を行っております。

- ② SNS 家庭ルールの策定に対する働き掛け等、インターネットリテラシー教育における今後の展望について伺う。

(答弁)

情報技術が急速に進歩する時代を生きる子どもたちには、コンピュータ等の情報機器を活用する力に加え、インターネットを自由に使いこなす能力であるインターネットリテラシーや、これらを安全に活用する態度である情報モラルが求められます。

そのため、各小・中学校では、情報活用能力の育成とあわせ、情報モラル教育を進めております。

これらの情報教育では、教科横断的な視点から教育課程の編成を行い、学習の基盤となる資質・能力を育成してまいります。

また、各家庭における SNS の使用ルールである「SNS 家庭ルール」の作成に向け、啓発を行い、子どもたちの情報モラルを高めてまいります。

